

介護老人保健施設 博愛荘
通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)
重要事項説明書

(原本) 様

<別紙 1>

介護老人保健施設 博愛荘のご案内

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名	医療法人社団帰厚堂 介護老人保健施設 博愛荘デイケアセンター		
開 設 年 月 日	平成 25 年 2 月 1 日		
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第 5 地割 335 番地		
電 話 番 号	019-697-1526	FAX 番号	019-611-2071
管 理 者 名	西城 精一		
介護保険指定番号	0372200816 号 医療法人社団帰厚堂 介護老人保健施設 博愛荘		

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(事業の目的)

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(運営の方針)

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 当施設では、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごす事ができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ

て利用者またはその代理人への了解を得ることとします。

8 当施設は、介護保健サービスを提供するにあたって、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 施設の職員体制（博愛荘 入所 93 床 通所 定員 50 名）

	職員数	業 務 内 容
医師	1 人以上	通所利用者に対する医業を行う。
責任者	1 人	管理者の代行、相談業務を行う
看護職員	1 人以上	通所利用者に対する看護業務を行う。
介護職員	5 人以上	通所利用者に対する日常生活全般の介護業務を行う。
理学療法士	2 人以上	通所利用者に対する理学療法を行う。
作業療法士		通所利用者に対する作業療法を行う。
言語聴覚士		通所利用者に対する言語聴覚療法を行う。
管理栄養士	1 人以上	通所利用者に対する栄養管理・食事に対する相談を行う。
歯科衛生士	1 人以上	通所利用者に対する口腔機能向上のための訓練・指導業務を行う。
事務職員	若干名	事務管理業務を行う。

(4) 通所定員 50 名

(5) 営業日および営業時間

営業日 毎週月曜日から土曜日の週 6 日間

営業時間 午前 9 時 45 分から午後 4 時まで（6 時間～7 時間）

午前 9 時 45 分から午前 11 時 30 分まで（1 時間～2 時間）

※但し、盂蘭盆（8 月中の 2 日間）、年末年始 12 月 30 日～翌年 1 月 3 日は休業となります。

2. サービスの内容

- ・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ・ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には機械浴で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合もあります。）
- ・ 食事の提供（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ・ 医学的管理・看護
- ・ 介護
- ・ リハビリテーション（レクリエーション、機能訓練、生活指導）
- ・ 相談援助サービス
- ・ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ・ 口腔ケア、口腔ケア・マネジメント等の口腔状態の管理
- ・ 送迎
矢巾町全域、盛岡市（旧都南地区）、紫波町（日詰、古舘、赤石、水分、上平沢、片寄、長岡地区）
- ・ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするように協定書を交わしております。

○協力医療機関

名称 医療法人社団帰厚堂 南昌病院
住所 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2番地181

名称 医療法人社団帰厚堂 こずかた診療所
住所 矢巾町大字又兵衛新田第5地割335番地
医療福祉多機能ビル ケアセンター南昌 1F

○協力歯科医療機関

名称 煙山歯科医院
住所 矢巾町大字上矢次第7地割126番

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容も管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・ 飲酒、喫煙

施設内での飲酒、喫煙はできません。

・ 火気の取扱い

指定の場所以外での火気のご使用は固く禁止します。

・ 金銭・貴重品の管理

現金、貴重品の管理はいたしておりません。現金・貴重品の紛失には責任を負いかねますのでご了承ください。

・ 所持品・備品等の持ち込み

「利用時の持ち物」をご参照の上、全ての持ち物にお名前をご記入ください。

なお、その他必要と思われるものは、担当職員へご相談ください。

・ ペットの持ち込み

ペットの持ち込みは固く禁止いたします。

・ 他利用者への迷惑行為の禁止

他利用者への迷惑行為は禁止いたします。多くの利用者の方がおられますので節度ある対応をお願いします。

5. 身体の拘束等

- 1 当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、当該利用者または、その他利用者等の生命またはその身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその状態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

6. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生または、その再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

7. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないように適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

8. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理には、防火管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、各部署の責任者を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者の資格を有する職員が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限に止めるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、防火訓練を実施します。
 - ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置
 - ・ 防火訓練 年2回（夜間想定1回）
 - ・ その他、風水害、土砂災害、地震等の災害防止対策および訓練を実施します。

9. 業務継続計画の策定等

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 当施設は、当施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理

- 1 利用者の使用する施設、食器、その他の設備または飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品および医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症が発生、蔓延しないように感染症および食中毒の予防および蔓延防止のための感染予防対策委員会を設置し、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
 - (1) 当施設における感染症または食中毒の予防および蔓延の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について当施設職員に周知徹底を図ります。

- (2) 当施設における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、当施設職員に対し、感染症および食中毒の予防および蔓延防止のための研修ならびに感染症の予防および蔓延防止のための訓練を定期的の実施します。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為（営業活動）、宗教の勧誘、政治活動」は禁止します。

12. 各種相談、要望及び苦情等

- (1) 当施設では支援相談を責任者が担当しております。お気軽にご相談ください。
(電話：019-697-1526)
- (2) また、要望や苦情等も苦情受付担当者にお寄せいただければ対応いたします。その他、所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。
苦情解決責任者：施設長 西城 精一
苦情受付担当者：責任者 小林 和浩
- (3) その他の相談・苦情の窓口は下記のとおりです。
 - ・矢巾町健康長寿課長寿支援係 (電話：019-611-2830 FAX：019-697-1214)
 - ・紫波町 生活部長寿健康課 介護保険室 (電話：019-672-2111 FAX：019-672-4349)
 - ・盛岡市 介護保険課 事業所指定係 (電話：019-626-7562 FAX：019-651-1181)
 - ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会 (電話：019-637-8871 FAX：019-637-9612)
 - ・岩手県国民健康保険団体連合会 (電話：019-604-6700 FAX：019-604-6701)※その他の市町村の方は、各保険者の相談窓口へご相談ください。

13. その他

当施設についての詳細はパンフレット等を用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙 2＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

（令和 6 年 6 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援者）の家庭での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者、扶養者（家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーションの基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料金が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。）

* 下記料金表の 1 割、2 割、3 割負担となります。

要介護度	1 時間以上 2 時間未満	6 時間以上 7 時間未満
要介護 1	3 5 7 円	6 7 5 円
要介護 2	3 8 8 円	8 0 2 円
要介護 3	4 1 5 円	9 2 6 円
要介護 4	4 4 5 円	1, 0 7 7 円
要介護 5	4 7 5 円	1, 2 2 4 円

加算料金 （加算については、利用者様毎によって異なります。）

* 下記料金表の 1 割、2 割、3 割負担となります。

理学療法士等体制強化加算	（1 時間以上 2 時間未満のみ）	3 0 円/回
リハビリテーション提供体制加算	（6 時間以上 7 時間未満のみ）	2 4 円/回
入浴介助加算（Ⅰ）		4 0 円/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	※算定対象者でリハマネ（ハ）を算定の場合	1 5 5 円/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	※算定対象者でリハマネ（ハ）を非算定の場合	1 6 0 円/回
科学的介護推進体制加算		4 0 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		2 2 円/回
介護職員処遇改善（Ⅰ）		介護報酬総額（基本料金 ＋加算）×8.6%相当額
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）		6 月以内 5 9 3 円/月 6 月超 2 7 3 円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）		6 月以内 7 9 3 円/月 6 月超 4 7 3 円/月
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合		上記に加えて 2 7 0 円/回

短期集中個別リハビリテーション実施加算（介護予防除く）	110円/回
退院時共同指導加算	600円/月

各種加算項目について

加算項目	内容
理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満のサービスを実施し、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合。
リハビリテーション提供体制加算	常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
口腔機能向上加算（Ⅱ）	歯科衛生士が口腔ケアを行い、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	通所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち、介護福祉士を70%以上または勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置してケアを行います。
介護職員処遇改善（Ⅰ）	介護職員等の処遇改善にかかる、介護報酬総額（基本料金＋加算）×8.6%相当額を算定します。
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）または（ハ）	利用者の状態や生活環境等を踏まえた計画の作成、適切なリハビリテーションの実施、評価、計画の見直しを行い、質の高いリハビリテーションを提供することを評価する加算。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院（所）日または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
退院時共同指導加算	医師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に当該退院につき1回に限り加算する。

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料金が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。）

*下記料金表の1割、2割、3割負担となります。

要介護度	1月の基本料金
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

加算料金（加算については、利用者様毎によって異なります。）

＊下記料金表の1割、2割、3割負担となります。

科学的介護推進体制加算	40円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88円/月 要支援2 176円/月
介護職員処遇改善（Ⅰ）	介護報酬総額（基本料金＋加算）×8.6%相当額
一体的サービス提供加算	480円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合の減算	算定用件を満たした場合は減算なし 算定用件を満たさない場合 要支援1 120単位/月の減算 要支援2 240単位/月の減算

各種加算項目について

加算項目	内容
科学的介護推進体制加算	通所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち、介護福祉士を70%以上または勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置してケアを行います。
口腔機能向上加算（Ⅱ）	歯科衛生士が口腔ケアを行い、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に算定します。
一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施した場合。
介護職員処遇改善（Ⅰ）	介護職員等の処遇改善にかかる、介護報酬総額（基本料金＋加算）×8.6%相当額を算定します。

4. その他の料金

食費（昼食） 540円

※1時間以上2時間未満は食事提供を行いません

日用品費等

日用品費	50円/日	入浴用品・衛生用品等
教養娯楽費	30円/日	クラブ活動・趣味活動にかかる経費

※日用品費、教養娯楽費については、ご希望されない場合はお申し出下さい。お申し出がない場合は、同意して頂けたこととしてお取り扱いさせていただきます。

5. 支払い方法

- ・請求書は毎月 15 日過ぎに発行になります。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替、現金、クレジットカード払い、銀行振込の 4 方法があります。
通所契約時にお選びください。

※口座振替について

- ①請求書は毎月 15 日過ぎに発行になります。
- ②請求内容をご確認の上、口座振替前日までに口座の残高を確認願います。
- ③引落としは毎月 1 日を予定しております。
- ④口座振替手数料は 1 1 0 円／月かかります。
- ⑤口座振替開始日は、ご契約をいただいてから約 2 か月後からとなります。この間は、お手数料をおかけいたしますが、現金、クレジットカード払い、銀行振込でお願いいたします。

<別紙 3>

個人情報の利用目的

(令和 6 年 6 月 1 日)

介護老人保健施設博愛荘では、利用者さまの尊厳を守り、安心・安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者さまへの介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔博愛荘内部での利用目的〕

- ・当施設の利用者さま等への提供する介護サービス提供
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者さまに係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者さまの介護・医療サービスの向上
- －サービス担当者会議・リハビリ会議等による情報共有および事例検討
- －教育実習（学生）の実習研修

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者さまの診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －ご家族等への心身の状況説明
 - －サービス担当者会議・リハビリ会議等による情報共有および事例検討
 - －教育実習（学生）の実習研修
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔博愛荘内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生や研修生等の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －当施設において行われる諸行事及び掲示物

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －ご家族様、地域、ボランティア、関係機関との交流及び活動報告の一環として博愛荘が発行・管理する広報紙やホームページに写真等を掲載する場合

付 記

- 1・上記のうち、他の事業所等への情報提供について、同意しがたい内容がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2・お申し出がない場合については、同意して頂いたこととしてお取り扱いをさせていただきます。
- 3・これらのお申し出は、いつでも撤回や変更等を行うことが可能です。